

面会規定

1. 目的

本規定は、患者の療養環境の確保および感染防止を図るとともに、患者と家族等の交流の機会を尊重する観点から、当院における面会の方法について必要な事項を定めるものとする。

2. 面会時間

月曜日～金曜日 13時30分から17時00分まで ※17時10分に玄関を施錠する
土曜日 11時30分から17時00分まで ※17時10分に玄関を施錠する
日曜日・祝日 14時00分から16時00分まで ※16時05分に玄関を施錠する

3. 面会時間および人数

1. 面会時間の制限は設けない（他の方の迷惑にならないように促す）
2. 面会人数の目安は3名までとする
3. 面会は13歳以上の者に限る

4. 感染対策

1. 面会者はサージカルマスクを着用するものとする
2. 面会者は来院時に手指消毒を行うものとする
3. 発熱その他体調不良がある場合は面会してはならない
4. 感染症患者との接触の可能性がある場合は来院してはならない

5. 面会時の遵守事項

1. 患者のリハビリ、入浴、診察、処置等を優先するものとする
2. 面会者は職員の指示に従うものとする
3. 生花、ドライフラワーその他これに類する物品の持ち込みは禁止する
4. 本規定に基づき、職員は必要な指示および制止を行うことができる

6. 面会制限

次の各号に該当する場合、面会を制限または禁止することがある

1. 院内または地域において感染症の流行が認められる場合
2. 面会者に発熱等の症状が認められる場合
3. 病棟運営または患者の療養環境に支障を来すと判断される場合

7. 個別対応

次の各号に該当する場合、面会時間および人数について個別に対応することがある

1. 医療上必要と認められる場合
2. 病状により家族の付き添いが必要と判断される場合
3. 遠方からの来院等、特別の事情がある場合
4. その他、病院が必要と認めた場合

8. 録音・撮影

1. 院内における録音、写真撮影および動画撮影を行う場合は、事前に職員の許可を得なければならない
2. 前項の許可なく録音または撮影を行ってはならない

9. 規定の変更

感染症の流行状況または医療提供体制等により、本規定を変更することがある

10. 附則

本規定は、2026年 4月 1日より施行する
2026年 6月 15日改定